

2023.1.26
受領

令和5年1月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



令和4年(ネ)第4539号地位確認等請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所令和3年(ワ)第1361号)

口頭弁論終結日 令和4年11月24日

判 決

東京都豊島区東池袋4丁目23番1号

控 訴 人 学校法人茶屋四郎次郎記念学園
同代表者理事長 中 島 恒 雄

控 訴 人 中 島 恒 雄

控 訴 人 安 齋 多 香 子
控訴人ら訴訟代理人弁護士 本 多 慎 太 郎

群馬県伊勢崎市山王町2020番地1 東京福祉大学内

被 控 訴 人 東 京 福 祉 大 学 同 窓 会
同 代 表 者 会 長 猪 瀬 厚
同訴訟代理人弁護士 井 上 裕 史
同 佐 藤 潤
同 岡 田 良 洋
同 北 田 康 輔

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人ら敗訴部分を取り消す。

東 京 高 等 裁 判 所

2 被控訴人の上記取消しに係る部分の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要（略称は、原判決のものをを用いる。）

1 本件は、控訴人法人の運営する東京福祉大学の同窓会組織である被控訴人が、①被控訴人の会長の地位にあるのは控訴人安齋であって猪瀬は会長の地位になく、猪瀬ら3名は理事の地位にないと主張している控訴人法人、控訴人中島及び控訴人安齋との間で、猪瀬が被控訴人の会長の地位にあること及び猪瀬ら3名が被控訴人の理事の地位にあることの確認を求めるとともに、②控訴人安齋との間で、同人が被控訴人の会長及び理事の地位にないことの確認を求め、併せて、③控訴人らに対し、権利能力なき社団である被控訴人の構成員の総有に属する本件各物件を控訴人らが占有しているとして、本件各物件の引渡しを求める事案である。

原審は、①のうち被控訴人が控訴人法人及び控訴人中島に対し確認を求める部分に係る訴えは、同人らが被控訴人の会長又は理事の地位について法律上の利害関係を有しているとは認められないとして却下し、控訴人安齋に対する①及び②の請求を認容し、③のうち、一部（本件否認物件）につき被控訴人の所有及び控訴人らの占有の事実を認めることができないとして棄却したほかはこれを認容したところ、控訴人らが敗訴部分を不服として控訴した。したがって、当審における審理の対象は、①のうち被控訴人と控訴人安齋との間で確認を求める部分、②及び③のうち認容された部分である。

2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、以下のとおり当審における当事者の補充的主張も踏まえて補正するほかは、原判決の「第2 事案の概要」の1ないし3（2(3)及び(6)並びに3(3)及び(6)を除く。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決10頁21行目から22行目にかけての「おいて、」の次に「本件会則7条2号に該当するとして被控訴人から」を加える。

(2) 原判決11頁11行目末尾に「また、本件会則5条は、同3条に定める

「会員相互の親睦と母校の発展に寄与する」との目的を達成するために、適切と考えられる範囲の者に会員資格を与える趣旨の規定であるところ、母校である東京福祉大学において学位取消しとなった者が母校の発展に寄与できるはずはない。したがって、仮に、猪瀬が「卒業生」たる身分を取り消されていなかったとしても、本件会則5条の趣旨に照らし、猪瀬は、母校における学位取消しによって、同窓会員たる資格を喪失したものである。」を加える。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人が控訴人安齋との間で、猪瀬が被控訴人の会長及び理事の地位にあること、根岸及び小川が被控訴人の理事の地位にあること、控訴人安齋が被控訴人の会長及び理事の地位にないことの各確認を求める訴え並びに被控訴人が控訴人らに対し、原判決別紙1 物件目録記載の各物件の引渡しを求める部分はいずれも理由があるものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「第3 当裁判所の判断」の1ないし5（3(1)ないし(3)部分を除く。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決18頁16行目の「のであって、」を「ことからすると、」に改める。

(2) 原判決19頁23行目の「③については、」の次に「確かに事前に他の理事らと開催日についての日程調整をするのが望ましいといえるが、」を、同25行目の「されていない上、」の次に「理事会はウェブ会議の方法により開催するものとされ、各理事らにおいて移動等の必要はなかったこと、」をそれぞれ加える。

(3) 原判決20頁12行目の「証拠はなく」の次に「（なお、控訴人らは、猪瀬が被控訴人の会長であるということになれば、被控訴人の事務局を東京福祉大学内に設置することを認めず、大学職員が被控訴人の運営に協力することも一切拒否する旨を主張するところ、猪瀬は事務局を独自に設置して被控

訴人を運営していく意向を示している。)」を加える。

(4) 原判決27頁16行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「これに対し、控訴人安齋は、本件会則5条が「卒業生」を会員資格としている趣旨は、「会員相互の親睦と母校の発展に寄与する」（同3条）との同窓会の目的を達成するためであるところ、母校において学位取消しとなった者が母校の発展に寄与できるはずはないから、仮に猪瀬が「卒業生」たる身分を取り消されていなかったとしても、本件会則5条の趣旨に照らし、学位取消しによって同窓会員たる資格を喪失したものであると主張する。しかしながら、学位取消しの理由として挙げられたのは、猪瀬が同窓会会長としての責務を全く果たさず、井上弁護士を代理人として東京福祉大学から猪瀬本人に直接連絡をとることが難しくなり、被控訴人の活動に多大な支障を及ぼしたこと、被控訴人から除名されたにもかかわらず、その後も会長であることを主張し、被控訴人の活動の妨害をしているため在学生在が迷惑を被っているというものであるところ（認定事実(7)）、除名決議が無効であり、猪瀬が本訴提起時点においても被控訴人の会長であると認められることについては前述のとおりであるから、そのことを猪瀬が主張しているからといって被控訴人の活動が妨害されたことにはならない。また、被控訴人の会長の地位をめぐる争いが続いていることによって在学生在が何らかの迷惑を被っているとしても、その責任を猪瀬に負わせることはできないものであるし、そもそも同窓会会長の責務を果たさないからといって学位の取消しができるのかという疑問があり、学位取消しの有効性については疑問があるところである。そうすると、このような疑問のある学位取消しによって、同窓会員たる資格を喪失したとの解釈は、会則5条の趣旨からもできないものと言わざるを得ない。」

2 以上の次第で、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからいずれも棄

却することとする。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官

矢尾和子

矢 尾 和 子

裁判官

古閑裕二

古 閑 裕 二

裁判官

三輪恭子

三 輪 恭 子

東京高等裁判所

これは正本である。

令和 5 年 1 月 2 4 日

東京高等裁判所第 7 民事部

裁判所書記官 厚 木 由 希

